

九十九里町職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領【概要版】

1. 目的（第1条）

- ・職員が事務事業を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消について適切に対応するために必要な事項を定める。

2. 対象となる職員（第2条）

- ・対象となる職員は、九十九里町の全ての行政機関の職員（非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。）とする。

3. 不当な差別的取扱いの禁止（第3条）

- ・障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止する。
（例）・車いすや補装具、盲導犬や介助者など、障害に関することを理由にしてサービスや各種機会の提供を拒否すること。
- ・サービス提供にあたって場所・時間帯などを制限すること。
- ・障害を理由に施設の理由を拒否すること。

4. 合理的配慮の提供（第4条）

- ・障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて社会的障壁の除去に実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない。

★法の趣旨（守らなければならないこと）

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体など	<禁止>	<法的義務>
民間事業者など（営利・非営利）	<禁止>	<努力義務>

5. 管理者の責務（第5条）

- ・課長級以上の地位にある者（以下「管理者」という。）は、次の事項を実施しなければならない。
 - ① 管理する職員への注意の喚起。認識を深めさせること。
 - ② 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合の状況の確認。
 - ③ 合理的配慮の必要性が確認された場合、職員に対して合理的配慮の提供を適切に行うよう指導。
- ・管理者は、差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

6. 相談体制の整備（第6条）

- ・障害者差別の解消を効果的に推進するため、相談窓口を社会福祉課に置く。

7. 研修・啓発（第7条）

- ・職員に対し、必要な研修・啓発を行う。
- ・職員は、障害の特性や必要な配慮について、知識と理解を深めるように努める。